

取手競輪場施設等広告掲出契約書

茨城県自転車競技事務所長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、取手競輪場の施設等（以下「施設」という。）に広告を掲出することに関して、次の条項により契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 甲は、施設への乙の広告掲出を許諾し、乙は甲にその対価を支払うものとする。

（広告の掲出期間）

第2条 広告掲出期間は、令和 年 月 日（ ）から令和 年 月 日（ ）までとする。ただし、契約期間中であっても、甲において公用又は公共用に供するため必要がある場合は、甲はいつでもこの契約を解除することができるものとする。

（広告の掲出場所）

第3条 広告を掲出する場所は別紙仕様書のとおりとする。

（広告の掲出料金）

第4条 本件広告の掲出料金は、金 円（うち消費税及び地方消費税 円）とする。
2 乙は、前項の料金を、甲が発行する納入通知書により一括して指定期日までに茨城県指定金融機関に納入するものとする。

（広告掲出基準等）

第5条 乙は、広告を掲出するにあたっては、甲が定める取手競輪場施設等広告掲出要領（以下「要領」という。）に従わなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務の全部又は一部を甲の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（広告の制作等）

第7条 広告は、乙の責任及び負担で制作するものとする。

2 乙は、制作する広告の意匠を別紙仕様書に定める期日までに甲に提出するものとし、広告の内容等について甲の審査を受け、甲の承認を受けた後でなければ掲出してはならない。

3 乙は、前項に規定する審査において、甲から広告内容等の修正等の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

（広告の掲出及び撤去）

第8条 広告の掲出及び撤去は、甲の指示のもと、乙が行うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

（広告内容の変更等）

第9条 乙は、掲出中の広告の内容等を変更することができる。

2 前項の場合においては、第7条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において「掲出」とあるのは「変更」と読み替えるものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、第2条ただし書きに定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 広告料金を指定された納付期限までに納付しないとき。
- (2) この契約、要領に違反したとき。
- (3) 正当な理由がなく契約を履行しないとき。
- (4) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (5) 契約の履行にあたり、甲の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。

2 乙は、第2条ただし書き及び前項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(広告料金の返還)

第11条 納入された広告料金は返還しないものとする。ただし、甲が第2条ただし書きの規定により契約を解除したときはこの限りでない。

2 前項ただし書きの場合において還付する金額は、日割り計算により算定するものとし、当該還付する金額には利息を付さない。

(原状回復義務)

第12条 乙は、第2条に規定する期間が満了する日、又は第10条の規定によりこの契約が解除されたときは、甲の指定する日までに、広告の掲出により使用した部分を原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第13条 甲及び乙は、この契約の履行に関し知り得た相手方の秘密に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(乙の責務)

第14条 乙は、広告の内容等が、この契約に違反することがないように注意する義務を負うものとする。

2 乙は、広告の制作に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

3 乙は、広告掲出により甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、自らの責任と負担により解決しなければならない。

4 乙は、広告掲出に当たって、乙の責めに帰する理由により、施設等を棄損したときは、その損害を甲に賠償しなければならない。

(甲の責任)

第15条 甲は、広告内容等掲出された広告に関する一切の責任を負わないものとする。

(疑義等の決定)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 茨城県取手市白山6-2-8

茨城県自転車競技事務所長 ○○ ○○

乙